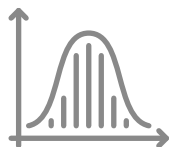
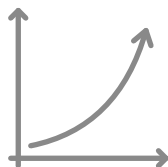
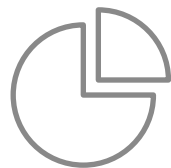
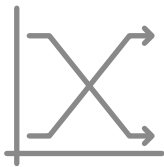


資料編



1 古代から近世

久御山の地は、広大な湖沼であった巨椋池周辺を中心に古代から開けた地でありました。第二京阪道路等の建設に伴い行われた発掘調査(市田^{さいとう}当坊遺跡・佐山^{さやま}遺跡・佐山^{あまがいと}尼垣外遺跡)の結果、出土した土器などからまちの歴史は縄文時代までさかのぼり、次の弥生時代に入って人々は本格的にこの地に定着し、生活を営み始めたと考えられています。

また、「日本書紀」には、灌漑用^{かんがい}あるいは舟運用^{くわいのおおうなで}として利用された栗隈大溝が掘られたとあり、それは町内を流れる古川ではないかと推定されていることや、条里制の地名(一ノ坪・上ノ坪・五ノ坪など)が残っていることなどから、この地において土地開発が早くから行われていたことを物語っています。

平安時代には、朝廷の牧場(美豆^{みず}の厩^{うまや})や狭山江御厨^{さやまえのみくりや}などがあり、朝廷と深いつながりがありました。

安土桃山時代に豊臣秀吉は、伏見城を築城するにあたって、巨椋池に大池堤、淀堤、太閤堤などの堤防を築き、宇治川、木津川を巨椋池から分離させるとともに、巨椋池自体も4分割されることになりました。

江戸時代においては、淀藩をはじめ寺社領などが入り組んで細分化されてしまいましたが、秀吉の大土木工事以来、淀川、桂川、木津川の三川が淀の西方で合流するようになったため、洪水期には、合流点からの逆流により田畑が水没し、平年作が3年に1度しかないという水害常襲地帯でした。そのため、村民から「川違^{かわちがひ}」(流路変更)の嘆願書が何度も出されていました。

2 明治時代から町制施行前まで

明治4(1871)年に廃藩置県により当地は京都府管下となり、明治9(1876)年には御牧10カ村が合併し、御牧村が誕生。次いで、明治22(1889)年の町村制の施行により佐山村が誕生しました。

明治33(1900)年から41(1908)年にかけて宇治川改修が行われ、これによって巨椋池は完全に独立した湖沼となり、洪水被害は著しく軽減されました。

大正7(1918)年に全国的規模で広がった米騒動により、政府は米の増産に迫られ、大正8(1919)年、開墾助成法を成立させました。この法律による干拓事業の一つに巨椋池が指定され、昭和8(1933)年から16(1941)年にかけて国営事業として干拓が実施されました。

3 町制施行から現在に至るまで

昭和24(1949)年から26(1951)年にかけて、淀町、佐山村、御牧村の3町村の合併の機運が高まってきました。しかし、淀町は京都市編入の強い希望があり、昭和29(1954)年、佐山村と御牧村の2村が合併し、久御山町が誕生しました。

新生久御山町もその前途は多難であり、合併の前年、近畿一円に大きな被害をもたらした台風13号による水害は、町財政を苦しめ、昭和31(1956)年から35(1960)年まで、財政再建団体の指定を受けることになりました。

その後、昭和41(1966)年に国道1号枚方バイパスが開通すると、農業中心のまちとして発展してきた本町の様相は一変しました。バイパス完成と相前後して工場、倉庫などを中心に諸産業が進出するとともに、住宅地の開発も進みました。

このような急激な都市化の波は、農地の減少や都市型公害の発生など、新たな問題を引き起こしたため、計画的な土地利用と住みよい生活環境の形成をめざして、昭和46(1971)年に都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の決定、昭和48(1973)年に用途地域の指定を行いました。昭和50(1975)年から久御山団地の入居が始まり、その後も府営団地の入居や民間による住宅開発が相次ぎ、人口も昭和50(1975)年から60(1985)年にかけて、急激に増加しました。昭和60(1985)年の国勢調査では、人口がピークの19,136人に達しましたが、それ以降は緩やかな減少傾向となり、令和2(2020)年の国勢調査では、15,250人となっています。

このように都市化が進展するなかで、道路、河川、公園、下水道などの都市基盤施設や、こども園、小・中学校をはじめ、総合体育館、生涯学習センター、図書館、健康センターなどの教育・文化、介護予防施設等の整備を進めてきました。また、巨椋池排水機場も全面的な改修が行われ、本町の長年の悲願であった治水面での安全性も大きく向上しています。

さらに、ほ場整備事業をはじめとした農業基盤整備にも力を入れるなど、農業振興にも取り組み、こんにち、農業・工業・住宅の調和のとれた町が形成されました。

一方、ソフト事業の面では、特に福祉・教育面に力を入れ、各種の住民負担軽減施策を行うなど、住民サービスの向上に努め、近年は「子育て環境日本一のまち」の実現を目指し、子育て施策の充実を進めています。

また、まちの駅クロスピアくみやまの周辺では、大型商業施設がさらなる賑わいを見せるほか、大型宿泊施設が立地するなど、より魅力的なまちをめざして発展を続けています。

住民参画の結果

第6次総合計画の策定にあたり、住民の定住意向をはじめ、これまでのまちづくりに対する評価、今後のまちづくりの方向性などを把握し、その結果を計画に反映させていくため、各種まちづくりアンケート調査やまちづくりプラン会議を実施しました。

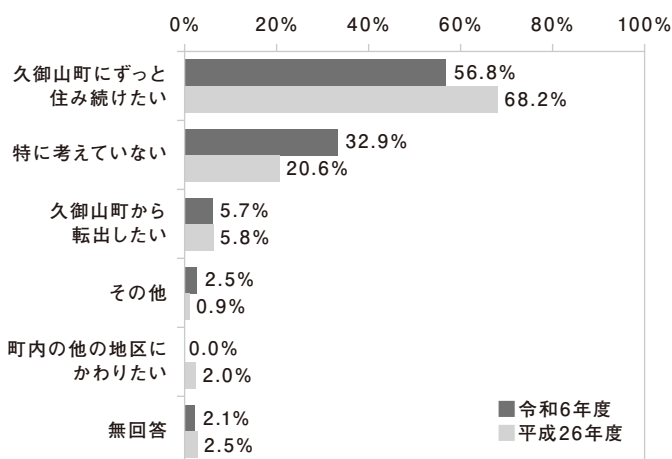
1 住民アンケート

概要	
調査期間	令和6(2024)年7月22日～8月13日
調査対象	満18歳以上(基準日:令和6年7月1日)の方の中から住民基本台帳を基に無作為抽出した2,500人
調査方法	郵便配布、郵便回収(Web回答併用)により実施
回収率	30.7% (= (回答数767件÷抽出数2,500件) × 100)

i 住民の定住意向

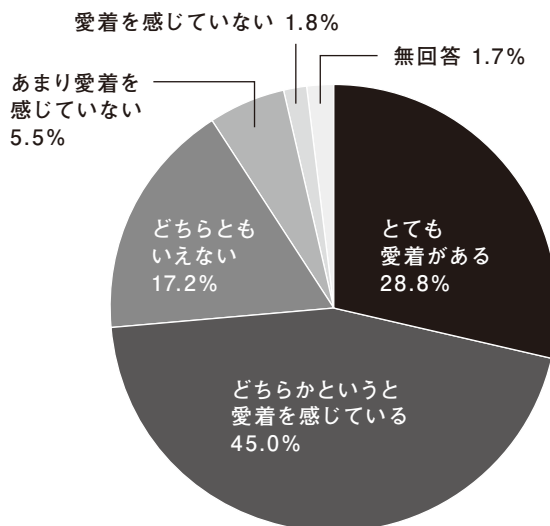
「今のところにずっと住みたい」の回答が56.8%と半数を超えて最も多く、次いで、「特に考えていない」が32.9%、「久御山町から転出したい」が5.7%となりました。

平成26年度実施のアンケートと比較すると、「久御山町にずっと住みたい」が約11%減少し、「特に考えていない」が約12%増加しています。



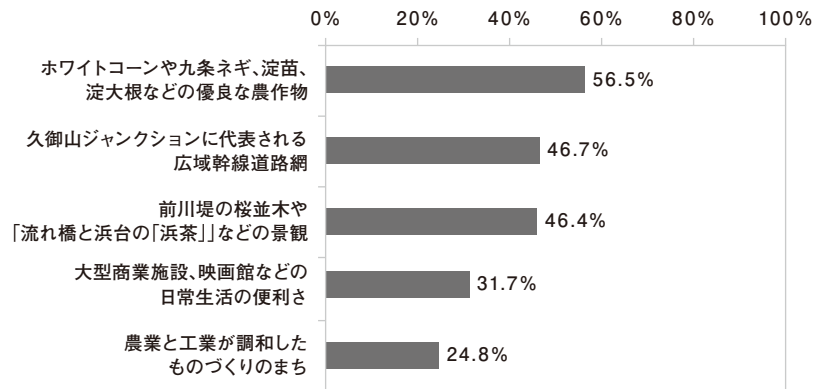
ii 住民のまちへの愛着

「愛着がある」(「とても愛着がある」「どちらかというとな愛着を感じている」の合計)の回答割合が73.8%となっており、約4人に3人が久御山町に愛着を感じていることがわかります。



iii 住民のまちのイメージ(上位5位)※複数回答

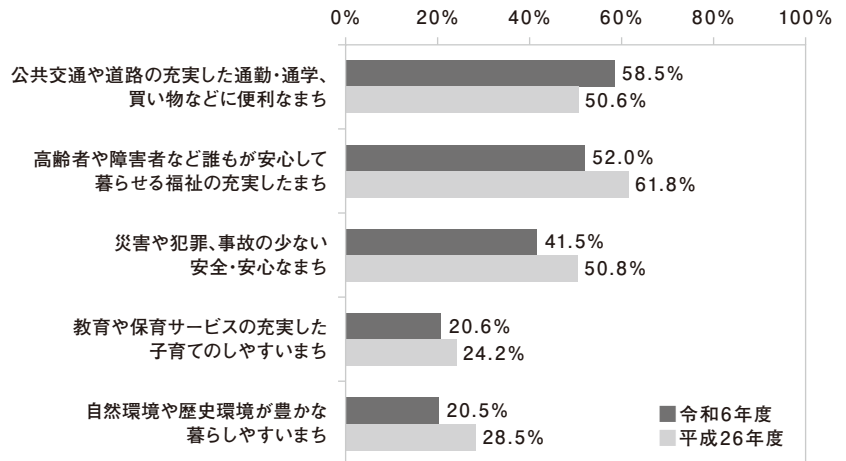
「ホワイトコーンや九条ネギ、淀苗、淀大根などの優良な農作物」の回答が56.5%と最も多く、次いで「久御山ジャンクションに代表される広域幹線道路網」が46.7%、「前川堤の桜並木や「流れ橋と浜台の「浜茶」」などの景観」が46.4%となりました。



iv 住民が考えるまちの未来(上位5位)※複数回答

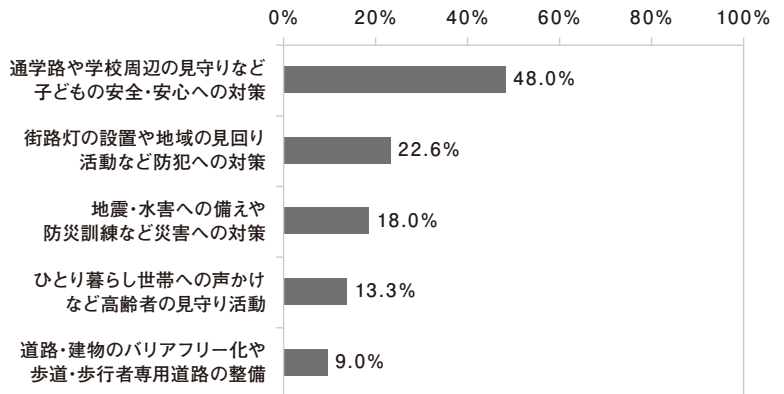
「公共交通(電車・バス)や道路の充実した通勤・通学、買い物などに便利なまち」の回答が58.5%と最も多く、次いで、「高齢者や障害者など誰もが安心して暮らせる福祉の充実したまち」が52.0%、「災害や犯罪、事故の少ない安全・安心なまち」が41.5%となりました。

前回アンケートと比較すると、「公共交通や道路の充実した通勤・通学、買い物などに便利なまち」が約8%増加しています。



v 住民の今後のまちづくりで大切なこと(上位5位)※複数回答

町の安全・安心に関する対策や活動について、充実しているところは、「通学路や学校周辺の見守りなど子どもの安全・安心への対策」の回答が48.0%と最も多く、次いで「街路灯の設置や地域の見回り活動など防犯への対策」が22.6%、「地震・水害への備えや防災訓練など災害への対策」が18.0%となりました。



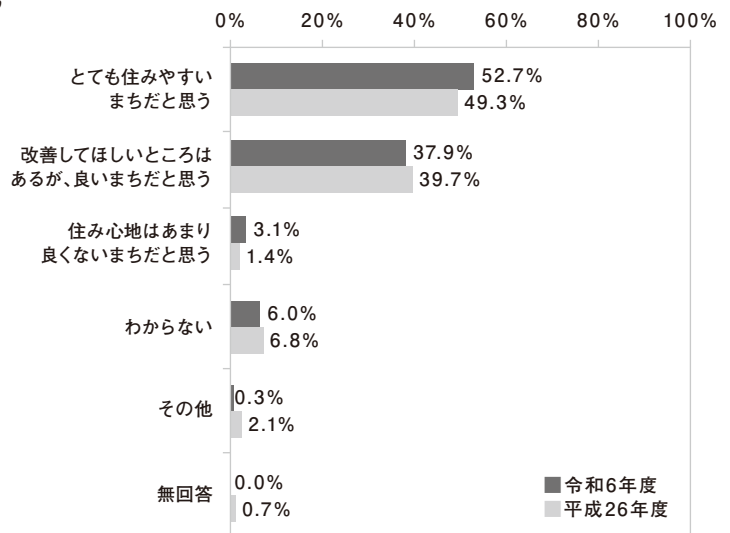
2 中学生アンケート

概要	
調査期間	令和6(2024)年7月上旬から下旬
調査対象	久御山町在住の中学1年生から3年生
調査方法	学校を通じて、Webアンケートにより実施(一部町外への通学者に対して郵送実施)
回収率	91.4% (= (回答数319件 ÷ 配布数349件) × 100)

i 中学生の久御山町の住み心地

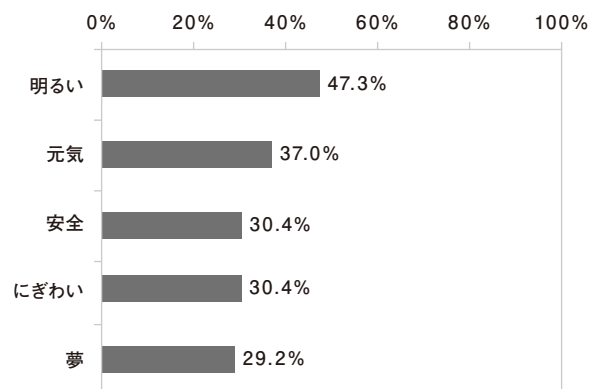
「住みやすいと思う」(「とても住みやすいまちだと思う」「改善してほしいところはあるが、良いまちだと思う」の合計)と回答した割合は、90.6%(前回アンケート:89.0%)となり、約9割の回答者が久御山町の住み心地は良いと回答していることがわかります。

平成26年度実施のアンケートと比較すると、ほとんど変化はみられませんが、「とても住みやすいまちだと思う」と回答した人が半数を超えました。



ii 中学生が考えるまちづくりのキーワード(上位5位)※複数回答

「明るい」の回答が47.3%となり、最も多く、次いで「元気」が37.0%、「安全」及び「にぎわい」がそれぞれ30.4%となりました。



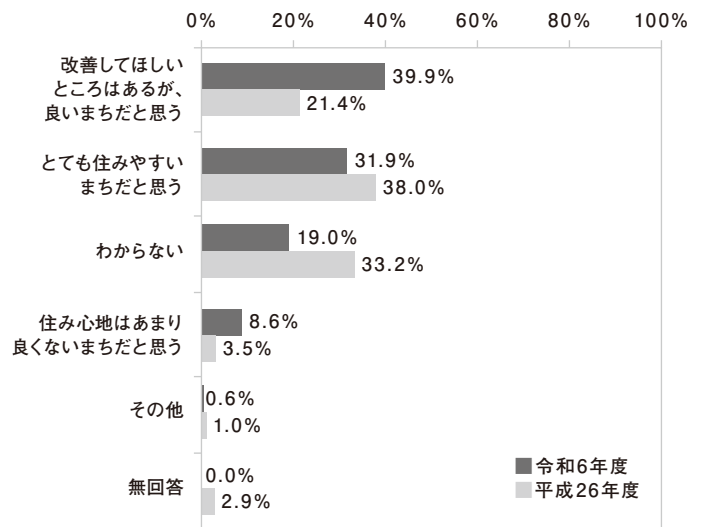
3 高校生アンケート

概要	
調査期間	令和6(2024)年7月上旬から下旬
調査対象	久御山高等学校の1年生から3年生
調査方法	学校を通じて、Webアンケートにより実施
回収率	100.0% (= (回答数536件 ÷ 配布数536件) × 100)

i 高校生の久御山町の住み心地

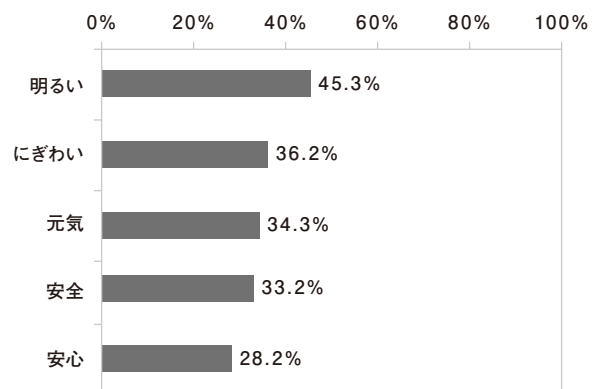
「住みやすいと思う」「とても住みやすいまちだと思う」「改善してほしいところはあるが、良いまちだと思う」の合計)と回答した割合は、71.8% (前回アンケート:59.4%)となり、約7割の回答者が久御山町の住み心地は良いと回答していることがわかります。

平成26年度実施のアンケートと比較すると、「改善してほしいところはあるが、良いまちだと思う」が約20%増加し、「わからない」が約15%減少しています。



ii 高校生が考えるまちづくりのキーワード(上位5位)※複数回答

「明るい」の回答が45.3%となり、最も多く、次いで「にぎわい」が36.2%、「元気」が34.3%となりました。

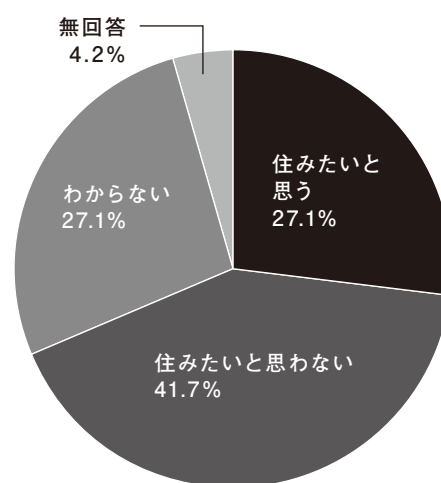


4 経営者アンケート

概要	
調査期間	令和6(2024)年8月から9月
調査対象	町内事業所の経営者
調査方法	商工会会員企業(322社)及び町内企業から抽出した事業所へ調査票を一定部数郵便配布、郵便回収により実施
回収率	29.5% (= (回答数96件÷配布数325件) ×100)

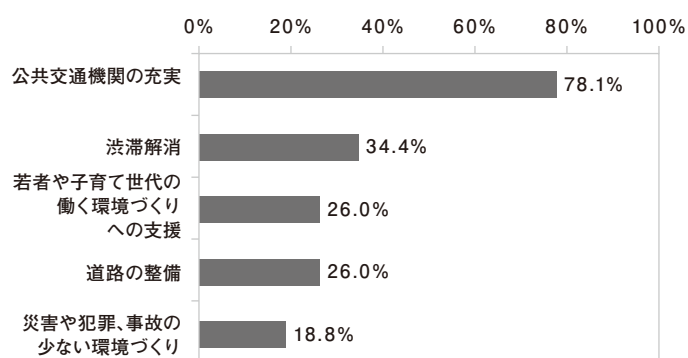
i 経営者の定住意向

「住みたいと思わない」の回答が41.7%と最も多く、次いで「住みたいと思う」と「わからない」の回答が27.1%となっています。



ii 経営者の「より働きやすいまちになるために注力すべきだと思うこと」(上位5位)※複数回答

「公共交通機関の充実」の回答が78.1%となり、最も多く、次いで「渋滞解消」が34.4%、「若者や子育て世代の働く環境づくりへの支援」「道路の整備」がそれぞれ26.0%などとなっています。

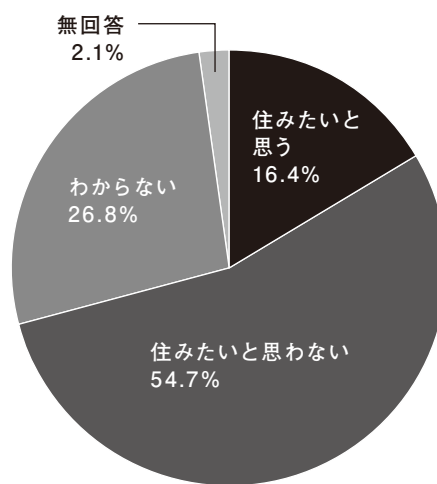


5 はたらく人アンケート

概要	
調査期間	令和6(2024)年8月から9月
調査対象	町内事業所の就業者(主に従業員向け)
調査方法	商工会会員企業(322社)及び町内企業から抽出した事業所へ調査票を一定部数郵便配布、郵便回収により実施
回収率	28.2% (= (回答数750件÷配布数2,663件) × 100)

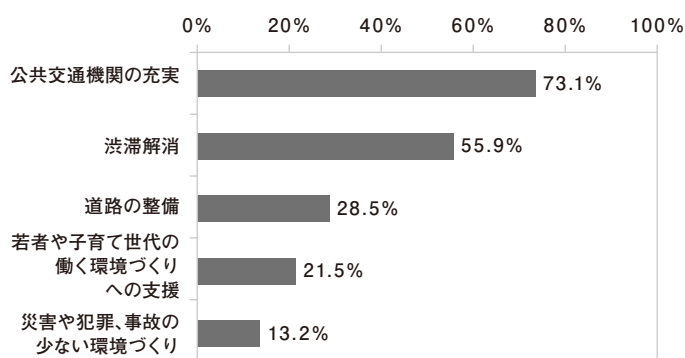
i はたらく人の定住意向

「住みたいと思わない」の回答が54.7%と最も多く、次いで「わからない」の回答が26.8%、「住みたいと思う」の回答が16.4%となっています。



ii はたらく人の「より働きやすいまちになるために注力すべきだと思うこと」(上位5位) ※複数回答

「公共交通機関の充実」の回答が73.1%と最も多く、次いで「渋滞解消」が55.9%、「道路の整備」が28.5%などとなっています。

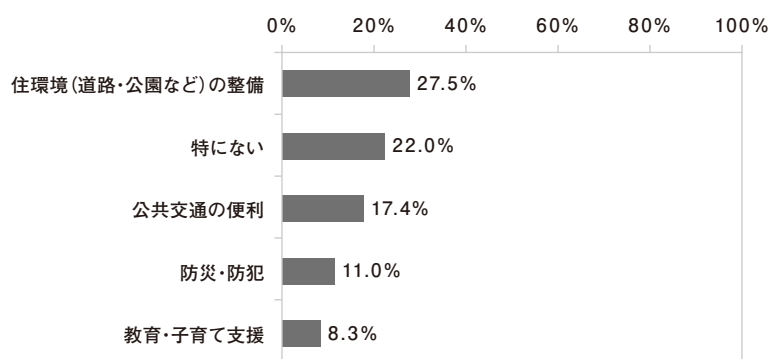


6 転入出アンケート

概要	
調査期間	令和5(2023)年12月から令和6(2024)年6月
調査対象	久御山町へ転入・転出される方
調査方法	窓口でアンケート調査票を配付
回収率	転入:81件 転出:91件

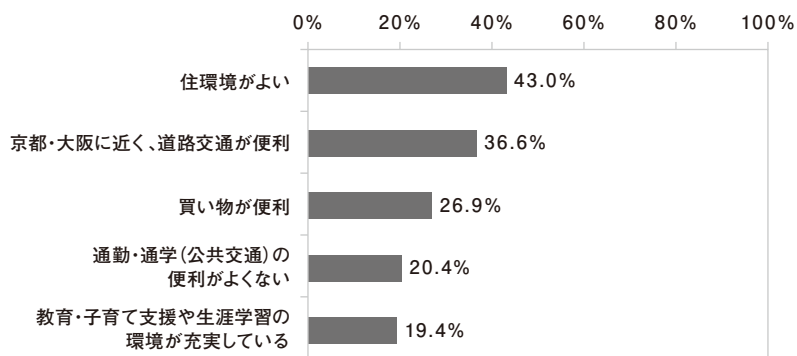
i 転入者のまちに期待するサービス(上位5位)※複数回答

「住環境(道路・公園など)の整備」の回答が27.5%と最も多く、次いで「特にない」が22.0%、「公共交通の便利」が17.4%となりました。



ii 転出者の町のイメージ(上位5位)※複数回答

「住環境がよい」の回答が43.0%と最も多く、次いで「京都・大阪に近く、道路交通が便利」が36.6%、「買い物が便利」が26.9%となりました。



7 まちづくりプラン会議

概要							
委員等	20名 【一般公募等(13名)】						
	<table border="1"> <tr> <td>募集方法</td> <td>広報誌、町ホームページ、公共施設にある申し込み用紙で募集</td> </tr> <tr> <td>応募要件</td> <td>町内在住の18歳以上65歳未満の人</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>令和6年9月1日～9月11日</td> </tr> </table>	募集方法	広報誌、町ホームページ、公共施設にある申し込み用紙で募集	応募要件	町内在住の18歳以上65歳未満の人	募集期間	令和6年9月1日～9月11日
	募集方法	広報誌、町ホームページ、公共施設にある申し込み用紙で募集					
	応募要件	町内在住の18歳以上65歳未満の人					
募集期間	令和6年9月1日～9月11日						
【各種団体推薦(7名)】							
テーマと実施日時	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回 令和6年11月30日「くみやまのよいところとイマイチなところ」 ●第2回 令和6年12月22日「くみやまで描きたい「まちの将来像」」 ●第3回 令和7年1月25日「まちの将来像の実現のために自分たちにできること」 						

令和6年11月から令和7年1月にかけて、久御山町のまちの将来像について自由な意見をいただくため、「まちづくりプラン会議」を全3回にわたって開催しました。公募等による20名の住民や町内就業者、学生などが、久御山町のよいところや課題、そしてこれからのまちづくりについて検討され、意見を出し合われました。

第1回まちづくりプラン会議では、各委員の久御山町に対するイメージを整理し、今後のまちづくりのキーワードを導きました。

第2回まちづくりプラン会議では、これらのキーワードを軸に「まちの将来像」を考え、「まちの将来像」の言葉に込めた意味や思いを通して、これから取り組むべきことやまちの将来について、委員全員で意見の共有を行いました。

第3回まちづくりプラン会議では、これまでの検討内容を踏まえ、各グループで「まちの将来像」と「まちの将来像」で使用した言葉に込めた思いを模造紙にまとめて、町長へのプレゼンテーションを行いました。

各グループが考えた「まちの将来像」

グループA	あったかいきずな 住みやすいまち —自分らしく いきいきと輝く 次世代に誇れる 久御山—
グループB	みんなで作る明日の光 広がる笑顔 豊かな久御山 ～にぎわい人いっぱい愛され親しまれるまち～
グループC	笑顔あふれる“ひと”と“もの”がつながる豊かなまち久御山
グループD	誇りを持ち夢を実現できる日本一住みたい町 久御山

8 自治会長サロン

概 要	
実施日時	●令和6年7月6日 「魅力的なまち(地域)をつくるために必要なこと、自分たちでできること」 参加者20自治会、22人

9 各種団体懇談会

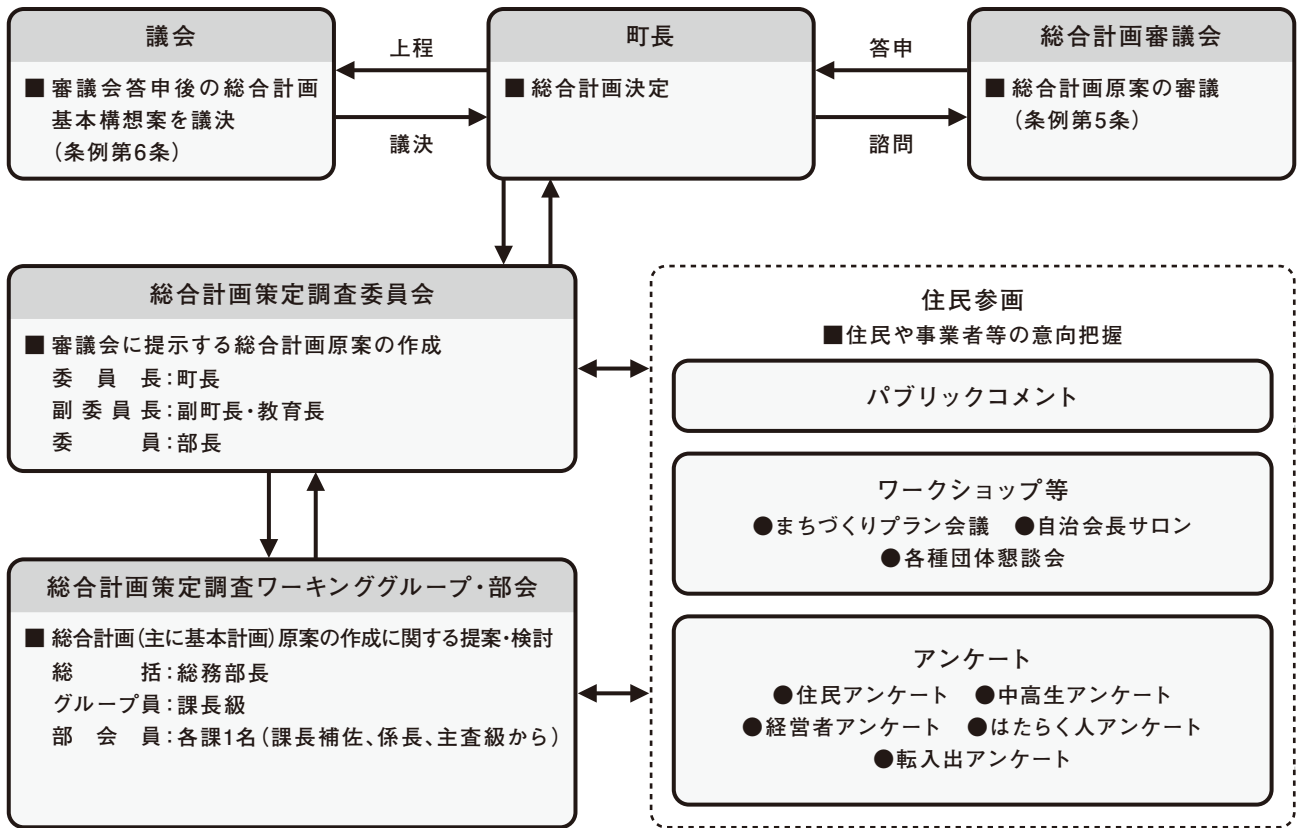
概 要	
実施日時	●令和7年6月1日 「描きたい「まちの将来像」」や「今後必要な施策」など 参加者38団体、53人

10 パブリックコメント

概 要	
募集テーマ	久御山町第6次総合計画(原案)
募集期間	令和7年10月1日(水)から10月31日(金)
実施結果	63件



第6次総合計画策定に係る取組・組織等関係図



第6次総合計画の策定経過

年度	月	内容
令和6年度	5月	総合計画策定調査委員会、総合計画策定調査委員会ワーキンググループ・部会 設置
	6月	総合計画策定調査委員会(第1回) 策定庁内体制、策定方針等、住民等アンケートについて
		広報くみやま掲載「まちづくりアンケートにご協力ください」(6/15号)
	7月	総合計画審議会(第1回) 委嘱、会長及び職務代理の選出、審議(第6次総合計画策定スケジュール・方針、住民等アンケート、まちづくりプラン会議について)
		久御山町第6次総合計画策定方針の決定
		自治会長サロン
		広報くみやま掲載「まちづくりアンケートにご協力ください」(7/15号)
		まちづくりアンケート調査(住民アンケート)(7/22~8/13)
		まちづくりアンケート調査(中高生アンケート)
	8月	まちづくりアンケート調査(経営者・はたらく人アンケート)(~9月)
	9月	広報くみやま掲載「第6次総合計画「まちづくりプラン会議」の委員を募集」(9/1号)
		「まちづくりプラン会議」委員募集(9/1~11)
	10月	
	11月	総合計画策定調査委員会(第2回) まちづくりアンケート調査結果報告、第5次総合計画の評価・課題検証について
		総合計画策定調査ワーキンググループ及び部会(第1回) 総合計画策定調査ワーキンググループ設置要綱等、策定方針等、住民アンケート等の結果、第5次総合計画の評価・課題検証の実施について
		まちづくりプラン会議(第1回)「くみやまのよいところとイマイチなところ」
	12月	総合計画審議会(第2回) 審議(まちづくりアンケート調査結果報告について)
		まちづくりプラン会議(第2回)「くみやまで描きたい「まちの将来像」」
		総合計画策定調査ワーキンググループ部会(第2回) 第5次総合計画の評価・課題検証ワーキングシートについて
		総合計画策定調査ワーキンググループ(第2回) 第5次総合計画の評価・課題検証の総評(案)について
	1月	まちづくりプラン会議(第3回)「まちの将来像の実現のために自分たちにできること」
		総合計画策定調査ワーキンググループ(第3回) 第5次総合計画の評価・課題検証の総評(案)について
	2月	広報くみやま掲載「第6次総合計画の策定へ向けて まちづくりアンケート結果」(2/1号)
総合計画策定調査委員会(第3回) 第5次総合計画の評価・課題検証の総評(案)について		
3月		

年度	月	内容
令和7年度	4月	総合計画策定調査ワーキンググループ部会(第3回) 第6次総合計画プランニングシートの作成について
	5月	総合計画策定調査ワーキンググループ部会(第4回) プランニングシートの整理、成果指標の設定に関する検討について
	6月	各種団体懇談会
	7月	総合計画策定調査委員会(第4回) 第6次総合計画基本構想(案)について
		総合計画審議会(第3回) 第6次総合計画(原案)の諮問、審議(基本構想(原案))
		総合計画策定調査ワーキンググループ(第4回) 基本計画素案について
	8月	総合計画審議会(第4回) 情報提供「人口ビジョン及び地方創生」、審議(基本構想(原案))
		総合計画策定調査委員会(第5回) 第6次総合計画基本計画(原案)について
	9月	広報くみやま掲載「第6次総合計画シンポジウムを開催」(9/15号)
		総合計画審議会(第5回) 審議(基本計画(原案)テーマ別審議(第2章、第5章))
		総合計画審議会(第6回) 審議(基本計画(原案)テーマ別審議(第1章、第3章))
	10月	広報くみやま掲載「第6次総合計画(原案)のパブリックコメントにご協力ください」(10/1号)
		久御山町第6次総合計画(原案)パブリックコメント(10/1~31)
		総合計画審議会(第7回) 審議(基本計画(原案)テーマ別審議(第4章、第6章))
	11月	総合計画審議会(第8回) 審議(基本計画(原案)テーマ別審議(第7章))
		総合計画策定調査委員会(第6回) パブリックコメント実施結果、基本構想・基本計画(原案)の修正、第3期総合戦略(案)、 第7次行政改革大綱実行計画進捗状況について
	12月	総合計画審議会(第9回) 審議(パブリックコメントの結果、基本構想及び基本計画(原案)修正案(第3期久御山町総合戦略))
	1月	総合計画審議会(第10回) 審議(第6次総合計画(原案)の答申について)
	2月	総合計画審議会からの答申
		基本構想の議会上程
3月	基本構想の議決	

久御山町総合計画条例

平成26年3月28日
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、町政運営の基本となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す計画（以下「総合計画」という。）の構成及び位置付け並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、住民参画による総合計画の策定を行い、もって住民との協働と連携を基本としたまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 町の将来の目標及び目標達成のための施策の大綱を示すもの
- (2) 基本計画 基本構想の施策の大綱に基づき、行政各分野における施策の内容及び施策を構成する事業の基本的方向を体系的に示すもの
- (3) 実施計画 基本計画で示した施策の実現を図るために実施する事業を具体的に示すもの

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

2 総合計画は、町の最上位の計画とし、町が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(策定方針)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的かつ計画的見地から策定するものとする。

2 総合計画は、住民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、住民参画により策定するものとする。

3 総合計画は、地域の実情及び社会経済情勢の変化を踏まえ、長期的かつ適切な計画期間を設定するものとする。

4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(久御山町総合計画審議会)

第5条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する町長の附属機関をいう。）に諮問するものとする。

2 前項の規定による諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、町長に答申するため、久御山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会が推薦する町議会議員
- (2) 関係行政機関・委員会・団体等の役職員
- (3) 町政に関し優れた識見を有する者
- (4) 町の職員

5 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

6 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第8条 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、適宜に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 久御山町総合計画審議会設置条例（平成7年久御山町条例第2号）は、廃止する。

久御山町総合計画審議会

●委員名簿

※敬称略

任命区分		氏名	構成団体等名(役職名等)	備考
第1号委員	町議会が推薦する町議会議員	松本 義裕	久御山町議会議長	
		樋口 房次	久御山町議会副議長	
第2号委員	関係行政機関・委員会・団体等の役職員	西村 嘉高	京都府山城広域振興局地域連携・振興部長	
		信貴 豊廣	久御山町民生児童委員協議会会長	
		岡西 義久	久御山町社会福祉協議会会長	令和6年度
		田井 豊	久御山町社会福祉協議会会長	令和7年度
		高木 優子	久御山町シニアクラブ連合会会長	
		政田 美音子	久御山町子ども・子育て会議委員	令和6年度
		薄井 志穂	久御山町子ども・子育て会議委員	令和7年度
		高月 裕子	久御山町食生活改善推進員協議会「久味の会」会長(第3号委員)男女共同参画推進懇話会会長(令和7年度)	
		西村 好	久御山町商工会会長	
		田中 壽嗣	久御山町農業委員会 京都やましろ農業協同組合 久御山町運営協議会会長	
		豊田 美幸	久御山町環境審議会委員	
		今村 祐嗣	久御山町都市計画審議会会長	職務代理
		寺井 恵太郎	久御山町教育委員会委員	
		岡井 温宣	久御山町スポーツ協会会長	
		上野 道子	久御山町女性消防団部長	
田中 葵	久御山町消防団第1分団副分団長			
第3号委員	見識を有する者	森 正美	京都文教大学学長	会長
		依田 博	神戸大学名誉教授(地域包括ケア会議)	
		西田 亮太	久御山ものづくりC-AMP代表	令和6年度
		松本 和樹	久御山ものづくりC-AMP代表	令和7年度
		平野 典子	KUMIDAN代表	
		島宗 早耶香	男女共同参画推進懇話会会長	令和6年度
		岸 直也	司法書士	
		上田 幸子	女性農業者	

● 諮問書

7久総企第 264 号
令和 7 年 7 月 16 日

久御山町総合計画審議会
会長 森 正 美 様

久御山町長 信 貴 康 孝

久御山町第 6 次総合計画の策定について（諮問）

久御山町第 6 次総合計画を策定するに当たり、久御山町総合計画条例（平成 26 年久御山町条例第 5 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、別添の「久御山町第 6 次総合計画（原案）」について、貴審議会の意見を求めます。

令和 8 年 2 月 4 日

久御山町長 信貴 康孝 様

久御山町総合計画審議会
会長 森 正美

久御山町第 6 次総合計画の策定について（答申）

令和 7 年 7 月 16 日付け 7 久総企第 264 号で諮問の上記のことについて、次のとおり答申します。

当審議会ではこれまで 10 回の審議会を開催し、慎重に審議を重ね、各委員から数多くの貴重な意見が出されました。これらの意見に基づいて、原案を修正する必要があると判断した内容に係る修正案について、別添のとおり取りまとめております。

今後は、これらの意見等に十分配慮し、住民や事業者、各種団体等の理解と協力のもと、健全な財政運営を図るなかで、まちの将来像「**あたたかい絆 広がる笑顔 未来の光が輝らすまち 久御山** ～ 共動 * 感動 * 躍動 のまちづくり ～」の実現に努められることを要望します。

まちづくりプラン会議

●設置要綱

(設置)

第1条 久御山町第6次総合計画策定調査の一環として、住民や事業者など幅広い層から、まちづくり全般について自由な発想に基づいた意見をいただくため、まちづくりプラン会議(以下「プラン会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プラン会議は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換を行うものとする。

- (1) まちの将来像に関する事。
- (2) 今後のまちの課題や施策に関する事。
- (3) その他総合計画策定調査に関する事。

(組織)

第3条 プラン会議は、おおむね20名の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 一般公募等による住民
- (2) 事業者及び各種団体が推薦する者

3 委員の任期は、プラン会議の提案書をまとめるまでとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

●委員名簿

※順不同・敬称略

氏名		備考
1	水野 睦乃	一般公募等
2	中林 彩子	一般公募等
3	村田 翔一	一般公募等
4	魚住 洸介	一般公募等
5	南 真司	一般公募等
6	酒部 浩二	一般公募等
7	田中 千鶴	一般公募等
8	福田 幹夫	久御山町役場職員
9	大崎 祐介	久御山町役場職員
10	倭田 龍太郎	久御山町役場職員
11	東原 寛佳	京都文教大学学生団体KminK
12	松本 すずか	京都文教大学学生団体KminK
13	長嶋 優	京都文教大学学生団体KminK
14	阪本 浩一（JA京都やましろ青壮年部）	事業環境部推薦
15	安田 知穂（プラスコート(株)）	事業環境部推薦
16	岡 知子（民生児童委員協議会）	民生部推薦
17	南 絵里（子育てサークル）	民生部推薦
18	大西 忠彦（スポーツ推進委員会）	教育委員会推薦
19	四戸 清（東角校区自主防災会連合会）	総務部推薦
20	グエン・バン・キエン（多文化共生サポーター会議）	総務部推薦

第3期久御山町総合戦略会議

●設置要綱

(設置)

第1条 第3期久御山町人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)及び久御山町総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定と第3期総合戦略の着実な推進にあたり、有識者の意見を聴取するため、第3期久御山町総合戦略会議(以下「会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 会議は、第3期人口ビジョン及び総合戦略に示すべき取組の方向性等について検討し、意見の提案を行うとともに、次に掲げる事項について意見を述べ、助言等を行うものとする。

- (1) 第3期総合戦略の効果検証に関すること
- (2) 第3期総合戦略の見直しに関すること
- (3) その他第3期総合戦略を推進するため必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業界の関係者
- (2) 行政機関・委員会・団体等の関係者
- (3) 行政に関し優れた識見を有する者
- (4) 金融機関の関係者
- (5) 報道機関の関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第3期総合戦略の推進期間が終了する翌年度の末日までとする。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 座長が会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月7日から施行する。

●委員名簿

※順不同・敬称略

氏名	構成団体等名(役職名等)	備考
森 正 美	京都文教大学学長	座長
木 島 敦	エフエム宇治放送株式会社専務取締役兼局長	職務代理
松 本 和 樹	久御山ものづくりC-AMP代表	
安 田 知 穂	プラスコート株式会社代表取締役	
岡 井 文 彦	農業者	
山 下 直 毅	京都樹脂精工株式会社代表取締役社長	
北 川 善 庸	京都銀行久御山町支店支店長	
寺 川 麻 衣 子	NPOひと・まち・ジャンクション	
日 野 真 由 美	久御山町子育てサークルさくらんぼ代表	
高 田 博 和	社会福祉法人弥勒会 特別養護老人ホーム久御山しみずの里施設長	
池 松 達 人	京都府総合政策環境部地域政策室企画参事	



久御山町



町の花
さつき



町の木
さざんか



町の鳥
ケリ